

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

保 存 種 別 第 1 種
警察庁丁都交発第3号
平成11年1月18日
警察庁交通局都市交通対策課長

「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について」の一部改正について

犯罪被害者等給付金支給法施行規則等の一部を改正する国家公安委員会規則（平成11年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）の制定及び施行については、「押印の見直しに係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する総理府令等の制定について」（平成11年1月7日付け警察庁乙官発第1号）及び「記名押印又は署名のいずれかを選択できることとする申請書等一覧表について」（平成11年1月7日付け警察庁丙総発第1号）により通達されているところであるが、これに伴い、自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書等の訂正の場合の措置に関し、次のとおり、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について」（平成3年5月10日付け警察庁丁規発第52号。以下「通達」という。）の一部を改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本件については、運輸省も承知済みであることを申し添える。

記

1 改正の内容等

(1) 改正の趣旨

改正規則第8条の規定により、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）別記様式第1号（自動車保管場所証明申請書）、別記様式第2号（自動車保管場所届出書）、別記様式第3号（保管場所標章交付申請書）及び別記様式第5号（保管場所標章再交付申請書）について記名押印又は本人による署名のいずれかを選択することができることとされたことに伴い、これらの申請書又は届出書の訂正の場合に係る措置について所要の見直しを行うこととしたものである。

(2) 改正の内容

通達の記第2の2(1)イ中「申請書・届出書の訂正は、申請書・届出書の訂正箇所申請者・届出者の認印を押印させることとし」を「申請書・届出書の訂正は、申請書・届出書の訂正箇所申請者・届出者の認印を押印（申請書・届出書に署名がされている場合にあつては、申請者・届出者に署名）させることとし」に改める。

(3) 留意事項

受理した申請書・届出書の訂正箇所には、従前のおり、警察署長の訂正確認印を押印すること。

2 その他

(1) 改正規則による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様

式第7号（自動車保管場所確保申告書）についても、1（2）に準じて取り扱うこと。

（2）保管場所証明等事務担当職員に対し、指導教養を行い、今回の措置の徹底を図ること。

（3）今回の措置については、自動車販売業団体、行政書士会等関係団体に十分な説明を行うとともに、警察署窓口申請書・届出書の作成の手引き等を備え付ける等申請者等に周知徹底を図ること。